

# 注記表

自 平成 22年 1月 1日  
至 平成 22年 12月 31日

株式会社 ABC

- ( 1 ) 継続企業の前提に関する注記 ( 会社計算規則131条 )
  - 1 . 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 2 . 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - 3 . 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 4 . 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- ( 2 ) 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ( 会社計算規則132条 )
  - 1 . 資産の評価基準及び評価方法
  - 2 . 固定資産の減価償却の方法
  - 3 . 引当金の計上基準
  - 4 . 収益及び費用の計上基準
  - 5 . その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - 6 . 会計方針を変更した場合の変更理由及び影響の内容
  - 7 . 表示方法を変更した場合の内容
- ( 3 ) 貸借対照表等に関する注記 ( 会社計算規則134条 )
  - 1 . 資産が担保に供されている場合
    - イ 資産が担保に供されていること
    - ロ イの資産の内容及びその金額
    - ハ 担保に係る債務の金額
  - 2 . 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額
  - 3 . 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額
  - 4 . 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算しているかどうかの有無
  - 5 . 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務  
債務の内容及び金額
  - 6 . 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
  - 7 . 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権
  - 8 . 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務
  - 9 . 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額
- ( 4 ) 損益計算書に関する注記 ( 会社計算規則135条 )
  - 1 . 関係会社との営業取引による取引高の総額
  - 2 . 営業取引以外の取引による取引高の総額
- ( 5 ) 株主資本等変動計算書に関する注記 ( 会社計算規則136条 )
  - 1 . 事業年度の末日における発行済株式の数
  - 2 . 事業年度の末日における自己株式の数
  - 3 . 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
  - 4 . 事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
  - 5 . 事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数
- ( 6 ) 税効果会計に関する注記 ( 会社計算規則138条 )
  - 1 . 繰延税金資産
  - 2 . 繰延税金負債
- ( 7 ) リースにより使用する固定資産に関する注記 ( 会社計算規則139条 )
  - 1 . 事業年度の末日における取得原価相当額
  - 2 . 事業年度の末日における減価償却累計額相当額
  - 3 . 事業年度の末日における未経過リース料相当額
  - 4 . 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
- ( 8 ) 関連当事者との取引に関する注記 ( 会社計算規則140条 )
  - 1 . 関連当事者が会社等の場合
    - イ 名称

関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該株式会社が有する議決権の数の割合

ハ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合

2. 関連当事者が個人である場合

イ 氏名

当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合

3. 当該株式会社と関連当事者との関係

4. 取引の内容

5. 取引の種類別の取引金額

6. 取引条件及び取引条件の決定方針

7. 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の残高

8. 取引条件の変更

イ 変更の有無

変更の内容

ハ 変更が計算書類に与えている影響の内容

(9) 一株当たり情報に関する注記(会社計算規則141条)

1. 純資産額

2. 当期純利益金額又は当期純損失金額

(10) 重要な後発事象に関する注記(会社計算規則142条)

(11) 連結配当規制適用会社に関する注記(会社計算規則143条)

(12) その他の注記(会社計算規則144条)